



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪府西区本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2420円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2026



日本代協

日本代協は1月20日、損保会館会議室(東京都千代田区)で東京ブロック新春セミナーを開催した。保険業界の一連の不祥事を受けて保険業法が改正され、監督指針もさらに改正される。2016年の業法改正では体制整備義務が課されたが、建前にとどまっていなかったか本質的な実行性が問われ、損保協会が主体となって代理店業務品質評価制度が本格導入される。講演では日本代協アドバイザーの栗山泰史氏が「損保協会の役割が大きく変わった」と事態の大きさを指摘し、制度の全体像や代理店への影響等を解説した。会場にはプロ代理店や企業内代理店が多く参加した。

体制整備義務の本質的な実効性問われる
東京ブロック新春セミナーを開催



廣瀬氏



小田島氏

選ばれ続ける代理店に
存在感高める支援をしていく

開催にあたり東京代協の廣瀬城児会長と日本代協の小田島綾子会長が挨拶に立った。廣瀬会長は激甚化する自然災害への備えや防災・減災の情報提供等、代理店に求められる役割は大きいとし、「選ばれ続ける代理店であるために経営や募集人資質向上のためのセミナー等を開催していく」と会員が切磋琢磨していきける場の提供を約束した。また、小田島会長は日本代協の三つの重点取り組み①業務品質のさらなる向上、②地域社会との連携強化、③指定教育機関と

開催にあたり東京代協の廣瀬城児会長と日本代協の小田島綾子会長が挨拶に立った。廣瀬会長は激甚化する自然災害への備えや防災・減災の情報提供等、代理店に求められる役割は大きいとし、「選ばれ続ける代理店であるために経営や募集人資質向上のためのセミナー等を開催していく」と会員が切磋琢磨していきける場の提供を約束した。また、小田島会長は日本代協の三つの重点取り組み①業務品質のさらなる向上、②地域社会との連携強化、③指定教育機関と

「損保業界の慣行が是正されることになり」と語る。栗山氏は「代理店業務品質評価制度の背景と狙い、代理店経営における体制整備義務」と題して講演した。ビッグモーターやカルテル問題といった一連の事件で「損保の常識は、世間の非常識」が明らかになったとい

った。特定大規模乗合損害保険代理店や過度の便宜供与の禁止、企業内代理店の規制再構築、保険仲立人の活用促進、乗合代理店の比較推奨販売適正化等が盛り込まれ、現状、地域プロ代理店への直接的な影響は少ないものの、「トリクルダウンの視点から将来的に影響が出る可能性がある」と指摘。内部監査部門設置の義務化や保険会社主催セミナーの費用負担も考えられるとし、改正のポイントや今後の代理店の対応等について解説した。

2024年11月の改正金融サービス提供法の最善利益義務は保険代理店も対象となっており、違反した場合は行政処分を受ける可能性がある。金融庁は保険会社に代理店の厳格な監督を求めるとともに、代理店への立入検査を行う方針だが、検査官は代理店の業務内容を十分に理解していないという。一方、損保協会は代理店業務品質に関する評価指針に基づいて171項目の自己点検チェックシートを作成し、代理店に体制整備義務の順守を促していく。栗山氏

は「損保協会が代理店チェックを引き受けたことで、損保協会の役割が大きく変わった」と言い、「金融庁の検査官がこのチェックシートを二つチェックしていくことを考えてみてほしい」と述べ、取組みの重要性を示唆した。また代理店手数料ポイント制度にも言

及し、「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する評価体系となることで一層、最善利益義務が求められる。また自己点検チェックシートは手数料ポイントに大きな影響を及ぼすとの見解を示した。栗山氏は「今回の改正は、2016年の体制整備義務が『建前』から『本音』に変わっていくこと。体制整備義務の重要性が問われている」「ルールからプリンシプルベース

に転換したことでベストプラクティスの競い合いになる。顧客本位の業務運営の原点に返ってほしい」と語り、体制整備義務を果たさなければ代理店価値は下落していくと注意を促した。